

バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

〔定量的な開示事項〕

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示については、平成19年9月期と平成18年9月期の算定基準が異なることから、平成19年9月期のみの方の計数を開示しております。（なお、「■自己資本の構成に関する事項」を除きます。）

なお、計数は百万円未満を切り捨てて表示しております。

<平成19年9月期>

■自己資本の構成に関する事項

自己資本の構成については、連結自己資本比率（13ページ）及び単体自己資本比率（32ページ）に記載しております。

■自己資本の充実度に関する事項

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

<単体>

（単位：百万円）

項 目	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	198	7
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,389	55
国際開発銀行向け	1	0
我が国の政府関係機関向け	2,435	97
地方三公社向け	—	—
金融機関及び証券会社向け	23,213	928
法人等向け	95,269	3,810
中小企業等向け及び個人向け	69,008	2,760
抵当権付住宅ローン	31,227	1,249
不動産取得等事業向け	20,936	837
三月以上延滞等	2,713	108
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付	4,314	172
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	12,800	512
上記以外	16,353	654
証券化（オリジネーターの場合）	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	1,098	43
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	280,961	11,238

（注）所要自己資本の額＝信用リスク・アセットの額×4%

資産（オフ・バランス）項目
〈単体〉

(単位：百万円)

項目	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	190	7
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務	0	0
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	—	—
NIF又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	11	0
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,703	108
（うち借入金の保証）	2,313	92
（うち有価証券の保証）	—	—
（うち手形引受）	0	0
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控除額（△）	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,416	56
派生商品取引	482	19
（1）外為関連取引	129	5
（2）金利関連取引	353	14
（3）金関連取引	—	—
（4）株式関連取引	—	—
（5）貴金属（金を除く）関連取引	—	—
（6）その他のコモディティ関連取引	—	—
（7）クレジット・デリバティブ取引 （カウンター・パーティー・リスク）	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	4,804	192

(注) 所要自己資本の額＝信用リスク・アセットの額×4%

バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

資産（オン・バランス）項目
 〈連結〉

（単位：百万円）

項 目	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
現金	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	198	7
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,389	55
国際開発銀行向け	1	0
我が国の政府関係機関向け	2,435	97
地方三公社向け	—	—
金融機関及び証券会社向け	23,213	928
法人等向け	89,831	3,593
中小企業等向け及び個人向け	70,321	2,812
抵当権付住宅ローン	31,227	1,249
不動産取得等事業向け	20,936	837
三月以上延滞等	2,826	113
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付	4,314	172
株式会社産業再生機構による保証付	—	—
出資等	12,800	512
上記以外	19,546	781
証券化（オリジネーターの場合）	—	—
証券化（オリジネーター以外の場合）	1,098	43
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合計	280,142	11,205

（注）所要自己資本の額＝信用リスク・アセットの額×4%

資産（オフ・バランス）項目

〈連結〉

(単位：百万円)

項目	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	190	7
短期の貿易関連偶発債務	—	—
特定の取引に係る偶発債務	0	0
（うち経過措置を適用する元本補てん信託契約）	—	—
NIF又はRUF	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	2,430	97
内部格付手法におけるコミットメント	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	2,703	108
（うち借入金の保証）	2,313	92
（うち有価証券の保証）	—	—
（うち手形引受）	0	0
（うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	—	—
（うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除後）	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等（控除前）	—	—
控除額（△）	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,416	56
派生商品取引	482	19
（1）外為関連取引	129	5
（2）金利関連取引	353	14
（3）金関連取引	—	—
（4）株式関連取引	—	—
（5）貴金属（金を除く）関連取引	—	—
（6）その他のコモディティ関連取引	—	—
（7）クレジット・デリバティブ取引 （カウンター・パーティー・リスク）	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）	—	—
長期決済期間取引	—	—
未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
合計	7,223	288

(注) 所要自己資本の額＝信用リスク・アセットの額×4%

バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

- ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ございません。

- ハ 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額

該当ございません。

- ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループが使用する方式ごとの額

該当ございません。

- ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行及び連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

〈単体〉

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,113
うち基礎的手法	1,113
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 = $\frac{\text{オペレーショナル・リスク相当額}}{\text{リスク相当額}} \div 8\% \times 4\%$

〈連結〉

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,126
うち基礎的手法	1,126
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

(注) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 = $\frac{\text{オペレーショナル・リスク相当額}}{\text{リスク相当額}} \div 8\% \times 4\%$

- ヘ 自己資本比率、基本的項目比率（Tier1比率）

自己資本比率及び基本的項目比率（Tier1比率）については、連結自己資本比率（13ページ）及び単体自己資本比率（32ページ）に記載しております。

- ト 総所要自己資本額

〈単体〉

(単位：百万円)

総所要自己資本額	12,543
----------	--------

(注) 総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

〈連結〉

(単位：百万円)

総所要自己資本額	12,621
----------	--------

(注) 総所要自己資本額 = 連結自己資本比率の分母の額 × 4%

信用リスクに関する次に掲げる事項

イロハ 信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および三月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）
〈単体〉

(単位：百万円)

	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高			三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引		
国内別	797,678	593,519	166,856	2,357	3,530
国外別	37,597	—	37,597	—	—
地域別合計	835,276	593,519	204,453	2,357	3,530
製造業	23,562	22,577	973	—	97
農業	1,499	1,497	—	—	2
林業	225	225	—	—	—
漁業	587	587	—	—	6
鉱業	71	71	—	—	—
建設業	28,980	28,558	409	—	1,265
電気・ガス・熱供給・水道業	5,338	2,001	3,336	—	—
情報通信業	2,058	1,819	238	—	2
運輸業	16,184	16,027	134	—	30
卸・小売業	32,896	32,677	161	0	398
金融・保険業	219,861	95,966	118,972	2,342	6
不動産業	56,768	56,426	196	—	192
各種サービス業	60,931	59,734	1,151	—	695
国・地方公共団体	169,635	96,896	71,848	—	—
その他	216,674	178,451	7,031	14	832
業種別計	835,276	593,519	204,453	2,357	3,530
1年以下	167,304	128,460	37,125	590	1,796
1年超3年以下	95,869	45,556	50,312	—	241
3年超5年以下	75,717	56,643	18,997	75	191
5年超7年以下	73,243	52,043	20,402	796	114
7年超10年以下	103,604	79,626	23,084	892	467
10年超	224,583	181,038	43,542	2	710
期間の定めのないもの	94,954	50,149	10,987	—	8
残存期間別合計	835,276	593,519	204,453	2,357	3,530

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

〈連結〉

（単位：百万円）

	信用リスク・エクスポージャー中間期末残高				三月以上延滞 エクスポージャー
		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	デリバティブ取引	
国内別	800,774	593,441	166,856	2,357	3,606
国外別	37,597	—	37,597	—	—
地域別合計	838,372	593,441	204,453	2,357	3,606
製造業	23,562	22,577	973	—	97
農業	1,499	1,497	—	—	2
林業	225	225	—	—	—
漁業	587	587	—	—	6
鉱業	71	71	—	—	—
建設業	28,980	28,558	409	—	1,265
電気・ガス・熱供給・水道業	5,338	2,001	3,336	—	—
情報通信業	2,058	1,819	238	—	2
運輸業	16,184	16,027	134	—	30
卸・小売業	32,896	32,677	161	0	398
金融・保険業	218,073	94,206	118,972	2,342	6
不動産業	56,768	56,426	196	—	192
各種サービス業	56,714	56,110	1,151	—	695
国・地方公共団体	169,635	96,896	71,848	—	—
その他	225,774	183,757	7,031	14	907
業種別計	838,372	593,441	204,453	2,357	3,606
1年以下	166,333	127,469	37,125	590	1,796
1年超3年以下	99,095	48,782	50,312	—	241
3年超5年以下	75,717	56,643	18,997	75	191
5年超7年以下	73,243	52,043	20,402	796	114
7年超10年以下	103,604	79,626	23,084	892	467
10年超	220,959	177,414	43,542	2	710
期間の定めのないもの	99,420	51,460	10,987	—	83
残存期間別合計	838,372	593,441	204,453	2,357	3,606

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

〈単体〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期中増加額	当期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,539	1,544	1,539	1,544
個別貸倒引当金	3,983	894	1,489	3,389
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	5,522	2,438	3,028	4,933

(注) 1. 上記の個別貸倒引当金は、貸出金、支払承諾および未収利息の引当金です。仮払金、出資金及びゴルフ会員権は含んでおりません。
2. 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については算定を行っておりません。

〈連結〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期中増加額	当期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	1,595	1,583	1,595	1,583
個別貸倒引当金	4,078	986	1,584	3,481
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—
合計	5,674	2,570	3,179	5,064

(注) 1. 上記の個別貸倒引当金は、貸出金、支払承諾および未収利息の引当金です。仮払金、出資金及びゴルフ会員権は含んでおりません。
2. 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

〈単体〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期中増加額	当期中減少額	中間期末残高
国内別	3,983	894	1,489	3,389
国外別	—	—	—	—
地域別合計	3,983	894	1,489	3,389
製造業	195	24	22	197
農業	2	0	2	0
林業	—	—	—	—
漁業	22	0	6	15
鉱業	—	—	—	—
建設業	1,340	230	761	809
電気・ガス・熱供給・水道業	74	—	35	39
情報通信業	2	—	—	2
運輸業	64	2	14	52
卸・小売業	582	131	111	602
金融・保険業	44	194	42	197
不動産業	365	16	152	228
各種サービス業	1,073	257	321	1,010
国・地方公共団体	—	—	—	—
その他	214	36	18	232
業種別計	3,983	894	1,489	3,389

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

〈連結〉

(単位：百万円)

	期首残高	当期中増加額	当期中減少額	中間期末残高
国内別	4,078	986	1,584	3,481
国外別	—	—	—	—
地域別合計	4,078	986	1,584	3,481
製造業	195	24	22	197
農業	2	0	2	0
林業	—	—	—	—
漁業	22	0	6	15
鉱業	—	—	—	—
建設業	1,340	230	761	809
電気・ガス・熱供給・水道業	74	—	35	39
情報通信業	2	—	—	2
運輸業	64	2	14	52
卸・小売業	582	131	111	602
金融・保険業	44	194	42	197
不動産業	365	16	152	228
各種サービス業	1,073	257	321	1,010
国・地方公共団体	—	—	—	—
その他	309	128	113	324
業種別計	4,078	986	1,584	3,481

(注) 個別貸倒引当金は、部分直接償却実施後の計数でございます。

バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

ホ 業種別または取引相手の別の貸出金償却の額

〈単体〉

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
製造業	—
農業	—
林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	64
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	—
卸・小売業	—
金融・保険業	—
不動産業	—
各種サービス業	142
国・地方公共団体	—
その他	—
業種別計	207

〈連結〉

(単位：百万円)

	貸出金償却の額
製造業	—
農業	—
林業	—
漁業	—
鉱業	—
建設業	64
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業	—
卸・小売業	—
金融・保険業	—
不動産業	—
各種サービス業	142
国・地方公共団体	—
その他	3
業種別計	210

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高および資本控除した額

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャー

〈単体〉

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	109,904	114,410
10%	1,501	66,110
20%	176,825	—
35%	—	89,222
40%	1,500	—
50%	11,371	104
75%	39	92,479
100%	19,806	124,479
150%	29	1,000
自己資本控除	—	—
合計	320,980	487,807

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーでございます。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限り、適用いたします。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

〈連結〉

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額	
	格付適用	格付不適用
0%	109,904	114,410
10%	1,501	66,110
20%	176,825	—
35%	—	89,222
40%	1,500	—
50%	11,371	104
75%	39	97,455
100%	19,806	122,234
150%	29	1,076
自己資本控除	—	—
合計	320,980	490,614

(注) 1. 「格付適用」とは、リスク・ウェイト算定にあたり、格付を適用しているエクスポージャーであり、「格付不適用」とは、格付を適用していないエクスポージャーでございます。なお、格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. 「格付適用」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーや、ソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、リスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高該当ございません。

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオに関する事項
該当ございません。

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
該当ございません。

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比
該当ございません。

信用リスク削減手法に関する事項

イロ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
現金及び自行預金	11,948
金	—
適格債券	48,243
適格株式	—
適格投資信託	—
適格金融資産担保合計	60,191
適格保証	14,429
適格クレジット・デリバティブ	—
適格保証・適格クレジット・デリバティブ合計	14,429

(注) 当行及び連結グループは、内部格付手法を採用していないため、適格資産担保は信用リスク削減手法として用いておりません。

バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

グロス再構築コストの額の合計額は1,308百万円でございます。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

（単位：百万円）

種類及び取引の区分	与信相当額
派生商品取引	2,356
外国為替関連取引及び金関連取引	589
金利関連取引	1,766
株式関連取引	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—
その他のコモディティ関連取引	—
クレジット・デリバティブ	—
合計	2,356

（注）原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額とハに掲げる額は同額でございます。

ホ 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

（単位：百万円）

種類及び取引の区分	与信相当額
派生商品取引	2,356
外国為替関連取引及び金関連取引	589
金利関連取引	1,766
株式関連取引	—
貴金属関連取引（金関連取引を除く）	—
その他のコモディティ関連取引	—
クレジット・デリバティブ	—
合計	2,356

（注）原契約期間が14日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入または提供の別に区分した額

該当ございません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

イ 銀行及び連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

ロ 銀行及び連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額
住宅ローン債権	—
自動車ローン	85
クレジットカード与信	—
リース債権	—
事業者向け貸出	—
法人向け信用リスク (CDO) 等	2,157
その他 (※)	5
合計	2,248

(※) 投資事業組合が保有する投資信託に含まれるもの

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	残高	所要自己資本の額
0%	—	—
20%	91	0
50%	2,157	43
100%	—	—
自己資本控除	—	—
合計	2,248	43

バーゼルⅡ（第3の柱）に基づく開示事項

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

■マーケット・リスクに関する事項

該当ございません。

■銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

○出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表額	時価
上場している出資等または株式等エクスポージャーの 中間貸借対照表計上額	13,097	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等ま たは株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上 額（その他の有価証券含む）	841	
合計	13,938	13,938

(注) 取引所一部、2部に上場している株式を上場株式として計上しております。

○子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表額
子会社・子法人等	54
関連法人等	—
合計	54

ロ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー (単位：百万円)

売却損益額	294
償却額	14

ハ 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は2,300百万円でございます。

ニ 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行における、自己資本比率告示第18条第1項第1号及び第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額
該当ございません。

へ 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
該当ございません。

■信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

■銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

当行が内部管理上使用した金利ショックに対する銀行勘定の経済的価値の増減額：

99パーセンタイル値 … ▲5,560百万円

1パーセンタイル値 … 4,510百万円

(注) 1. 当行では、金利ショックとしてアウトライヤー基準の99パーセンタイル値と1パーセンタイル値を計算し、金利リスク量を計測しております。上記経済的価値の増減額は、金利ショックにより発生するリスク量を表し、市場金利に影響を受ける当行の保有する銀行勘定の資産・負債（例えば、貸出金、有価証券、預金等）を計測対象としております。
2. 当行が保有する円建の資産・負債以外の外貨建の資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計算しております。

■自己資本比率告示第8条第1項第2号イから八まで又は第31条第1項第2号イから八までに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規則上所要自己資本を下回った会社

該当ございません。